

下水排除基準(表一)

項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者				現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者		
		特定事業場			非特定事業場		50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上
		30m <sup>3</sup> /日未満	30m <sup>3</sup> /日以上～ 50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上		
1	カドミウム及びその化合物	0.01			0.01			
2	シアン化合物	検出されないこと			検出されないこと			
3	有機リン化合物	検出されないこと			検出されないこと			
4	鉛及びその化合物	0.1			0.1			
5	六価クロム化合物	0.05			0.05			
6	砒素及びその化合物	0.05			0.05			
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005			0.0005			
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと			検出されないこと			
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと			検出されないこと			
10	トリクロロエチレン	0.1			0.1			
11	テトラクロロエチレン	0.1			0.1			
12	ジクロロメタン	0.2			0.2			
13	四塩化炭素	0.02			0.02			
14	1,2-ジクロロエタン	0.04			0.04			
15	1,1-ジクロロエチレン	1			1			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4			0.4			
17	1,1,1-トリクロロエタン	3			3			
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06			0.06			
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02			0.02			
20	チウラム	0.06			0.06			
21	シマジン	0.03			0.03			
22	チオベンカルブ	0.2			0.2			
23	ベンゼン	0.1			0.1			
24	セレン及びその化合物	0.1			0.1			
25	ほう素及びその化合物	230 (10) ※1			230 (10) ※1			
26	ふっ素及びその化合物	15 (8) ※1	10 (8) ※1		10 (8) ※1			
27	1,4-ジオキサン	0.5			0.5			
28	フェノール類	0.5	0.5		0.5			
29	銅及びその化合物	1	1		1			
30	亜鉛及びその化合物	1	1		1			
31	鉄及びその化合物(溶解性)	1	1		1			
32	マンガン及びその化合物 (溶解性)	1	1		1			
33	クロム及びその化合物	0.5	0.5		0.5			
34	ダイオキシン類	10			10			
35	水素イオン濃度	5～9 (5.7～8.7) ※2		5～9 (5.7～8.7) ※2	5～9 (5.7～8.7) ※2		5～9	
36	生物化学的酸素要求量	600 (300) ※2			600 (300) ※2			
37	浮遊物質	600 (300) ※2			600 (300) ※2			
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5		5	5		5	
	動植物油脂類				30	30		30
39	窒素含有量	240			240			
40	りん含有量	32			32			
41	温度	45 (40) ※2			45 (40) ※2		45	
42	沃素消費量	220			220			220

- 備考 1 単位はpH、温度(°C)、ダイオキシン類(pg-TEQ/L)を除きmg/Lです。  
2 表に定める基準は、業種・設置年月日・排水量・排水地区により、一部異なる場合もあります。  
3 黄色部分の基準を超える下水を排除した事業場は、直罰の適用を受けます。  
4 緑色部分の基準を超える下水を排除するおそれのある事業場は、除害施設(処理施設)を設置しなければなりません。  
5 ※1 下水道終末処理場の放流先により異なります。( )内は、海域以外の公共用水域へ放流される場合  
6 ※2 ( )内は、美浜区新港の製造業に適用する基準です。